

国海査第200号の2

令和6年10月16日

関係団体 各位

国土交通省 海事局

検査測度課長 池田 隆之

(公印省略)

船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

令和 6 年 1 0 月
国 土 交 通 省
海 事 局 検 査 測 度 課

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の経緯

令和 5 年 12 月、船舶救命設備規則が改正され、MSC.471(101)に適合する浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（以下「新型 EPIRB」という。）の技術基準が定められたことに伴い、船舶検査の方法の一部を改正し、新型 EPIRB の整備方法を定めたところでございますが、令和 4 年 3 月 31 日付けで型式承認した新型 EPIRB（型式承認番号：第 5730 号、Tron 60AIS）の整備にあたり、一部項目の測定がその製品特性上、技術的に困難であることが明らかとなりました。

そこで、今般、電波法を所掌する総務省と調整を行い、整備項目の一部見直しを行いましたので、船舶検査の方法について所要の改正を行います。

2. 改正内容

（1）船舶検査の方法 附属書 F（整備基準等） 関係

- ① シールドボックス内で電波を発射する時間（測定時間）を緩和。
- ② 電波の性質上、技術的に測定困難な項目に対して自己診断機能を活用。
- ③ ①及び②に伴い、整備記録の様式を改正する。

（2）船舶検査の方法 附属書 H（工事又は整備等を行う事業場等の証明） 関係

EPIRB を整備するため、GMDSS 設備（救命）サービス・ステーションに必要な施設等として規定している「電力計（30W）」について、疑似負荷抵抗で代替可能であるため削除する。

3. 適用日

本通達日から適用します。

○ 船舶検査の方法 新旧（EPIRB の整備基準の見直し）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行	備考
附属書 F 整備基準等 1. ～ 12. （略） 13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準 13.1 適用 （略） 13.2 整備方法 （略） 13.2.1 ・ 13.2.2 （略） 13.2.3 試験作動機能の点検 <u>13.2.4 の点検終了後、GNSS 自己診断機能に合格していることを表示機能により確認されていること。ただし、船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有しない浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（以下「旧型 EPIRB」という。）にあっては実施しない。</u> 13.2.4 発射電波等の点検 -1. <u>13.2.4-2.(2)に基づいて点検する場合</u>を除き、次の事項に留意して点検の準備を行う。（船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること） (1) （略） (2) 電池は、衛星利用非常用位置指示装置にそれまで装	附属書 F 整備基準等 1. ～ 12. （略） 13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準 13.1 適用 （略） 13.2 整備方法 （略） 13.2.1 ～ 13.2.2 （略） 13.2.3 試験作動機能の点検 <u>試験作動スイッチを入れて、電波を発信することなく衛星利用非常用位置指示装置が適正に作動することを確認する。</u> 13.2.4 発射電波等の点検 -1. <u>セルフテストモードによる発射電波を利用して点検する場合</u>を除き、次の事項に留意して点検の準備を行う。（船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること） (1) （略） (2) 電池は、衛星利用非常用位置指示装置にそれまで装	新型 EPIRB としての要件追加に伴うもの セルフテストを使用して整備が可能となる条件の明確化 電池の交換ができず、端子

改正後	現行	備考
着してあった電池又は作動試験用電池を使用する。<u>なお、電池の交換が可能な型式の場合、</u>作動試験のために装着する前に直流電圧計を用いて電池の端子電圧を測定し、過度に消耗しているものについては使用しないこと。 (3) 衛星利用非常用位置指示装置をシールドボックスに入れた後（船内シールドルームの場合は、シールドボックスに入れなくても差し支えない。）、電波発射用のスイッチを入れ約 15 分間保持する。<u>ただし、船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有する浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（以下「新型 EPIRB」という。）にあつてはこの限りでない。</u> (4) 試験器を作動状態にし、5 分間以上保持すること。<u>ただし、新型 EPIRB にあつてはこの限りでない。</u> -2. 衛星利用非常用位置指示装置について次の区分により点検を行う。 (1) <u>定期検査、第 1 種中間検査、第 2 種中間検査（(2)に掲げる場合を除く。）</u>の時期に行う点検 シールドボックス内で約 5 分の間^(※)測定を行い、以下の項目について確認する。 <u>（※）新型 EPIRB にあつては 1 回の測定として差し支えない。</u> 1) 406MHz 帯の場合	着してあった電池又は作動試験用電池を使用する。<u>なお、電池は、</u>作動試験のために装着する前に必ず直流電圧計を用いてその端子電圧を測定し、過度に消耗しているものについては使用しないこと。 (3) 衛星利用非常用位置指示装置をシールドボックスに入れた後（船内シールドルームの場合は、シールドボックスに入れなくても差し支えない。）、電波発射用のスイッチを入れ約 15 分間保持する。 (4) 試験器を作動状態にし、5 分間以上保持すること。 -2. 衛星利用非常用位置指示装置について次の区分により点検を行う。 (1) <u>定期検査及び旅客船の第 1 種中間検査</u>の時期に行う点検 約 5 分の間測定を行い、以下の項目について確認する。 1) 406MHz 帯の場合	電圧の測定が困難である型式も存在するため 新型 EPIRB は 15 分間保持せずとも測定が可能であるため 新型 EPIRB は 15 分間保持せずとも測定が可能であるため 電波法における測定項目と統一させるため 新型 EPIRB は 5 分間保持せずとも測定が可能であるため

改正後	現行	備考
<u>(a)~(f)の項目について確認する。ただし、新型 EPIRB にあっては、自己診断機能で測定することにより確認して差し支えない。この場合、(c)の確認は省略して差し支えない。</u> (a) ~ (d) (略) (e) データ送信時間 (Ce) が短メッセージの場合には、$440\text{ms} \pm 1\%$ ($435.6 \sim 444.4\text{ms}$)、長メッセージの場合には $520\text{ms} \pm 1\%$ ($514.8 \sim 525.2\text{ms}$) の範囲内にあることを確認する。<u>ただし、測定可能な何れかのメッセージのみの測定として差し支えない。</u> (f) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、 (i) (a)~(e)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。<u>ただし、新型 EPIRB にあっては、1回の測定値を記入することとして差し支えない。</u> (ii) (略) 2) 121.5MHz の場合 <u>(a)~(e)の項目について確認する。ただし、新型 EPIRB にあっては、自己診断機能で測定して差し支えない。この場合、(a)、(b)、(d)及び(e)の確認は省略して差し支えない。</u> (a) ~ (c) (略)	(a) ~ (d) (略) (e) データ送信時間 (Ce) が短メッセージの場合には、$440\text{ms} \pm 1\%$ ($435.6 \sim 444.4\text{ms}$)、長メッセージの場合には $520\text{ms} \pm 1\%$ ($514.8 \sim 525.2\text{ms}$) の範囲内にあることを確認する。 (f) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、 (i) (a)~(e)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。 (ii) (略) 2) 121.5MHz の場合 <u>(新設)</u> (a) ~ (c) (略)	自己診断機能の活用 新型 EPIRB は短メッセージの計測は困難であるため 電池交換ができない型式については、測定回数が限定されるため 自己診断機能の活用

改正後	現行	備考
<u>(d) 毎秒2回から4回の周期で掃引すること。</u> <u>(e) 変調度が最大85%以上であること。</u> <u>3) 161.975MHz、162.025MHzの場合</u> <u>(a)と(b)の項目について確認する。ただし、新型 EPIRB</u> <u>にあつては、自己診断機能で測定することにより確認し</u> <u>て差し支えない。この場合、確認は省略して差し支えな</u> <u>い。</u> <u>なお、旧型 EPIRB にあつては実施しない。</u> <u>(a) 送信電力 (Power) が、1W・5.5dB+4dB</u> <u>(0.28~2.5W、24.5~34dBm) の範囲内にあることを確</u> <u>認する。</u> <u>(b) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、161.975 /</u> <u>162.025MHz±500Hz の範囲内にあることを確認す</u> <u>る。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(2) 第1種中間検査(旅客船を除く。)及び第2種中間検</u> <u>査の時期に行う点検(第2種中間検査にあつては、セルフ</u> <u>テストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。)</u> <u>406MHz 帯の電波に対し、約5分間測定を行い、以下の</u> <u>項目について確認する。</u> <u>1) 送信電力 (Power) が、5W±2 dB (3.15~7.9W, 35</u> <u>~39dBm) の範囲内にあることを確認する。(本項目に</u> <u>限りアンテナが取り外せるものにあつては、アンテナ</u> <u>を外し試験器と同軸ケーブルで結合の上点検を行う。</u> <u>なお、アンテナが取り外せないものにあつては、測定用</u>	記載漏れ 記載漏れ 整備記録様式との整合 電波法における測定項目 と統一させるため

改正後	現行	備考
(削除)	<u>アンテナカップラーを介して測定する。この場合、送信電力は 24dBm～32dBm の範囲内であることを確認する。)</u> <u>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028 / 406.031 / 406.037 / 406.04MHz±5kHz の範囲内にあることを確認する。</u>	
(削除)	<u>3) 送信の周期 (Tr) が、50 秒±5% (47.5～52.5s) の範囲内にあることを確認する。</u>	
(削除)	<u>4) 搬送波の無変調送信時間の無変調送信時間 (Cpp) が概ね 160ms±1% (158.4～161.6ms) の範囲内にあることを確認する。</u>	
(削除)	<u>5) データ送信時間 (Ce) が短メッセージの場合には、440ms±1% (435.6～444.4ms)、長メッセージの場合には 520ms±1% (514.8～525.2ms) の範囲内にあることを確認する。</u>	
(削除)	<u>6) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、</u> <u>(a) 1)～5)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。</u> <u>(b) 印字記録 (いずれか1回の送信についての記録) を所定の箇所に添付すること。</u>	
<u>(2) 第2種中間検査の時期に行う点検 (船内において自</u>	<u>(3) 第2種中間検査の時期に行う点検 (セルフテストモ</u>	

改正後	現行	備考
<u>己診断機能</u>による発射電波を利用する場合に限る。） (略) 1)～5) (略) -3.～-4. (略) -5. GNSS 測位精度試験 <u>406MHz 帯及び 161.975MHz、162.025MHz にあつては 1 回以上 GNSS 測位データを計測し、</u>受信した GNSS 信号が 650m 以内の測位位置精度を有していることを確認する。 13.3 ・ 13.4 (略) 14～21-2 (略) 21.3 航海情報記録装置の自動浮揚容器 21-3.1 適用 (略) 21-3.2 整備の方法 (略) 21-3.2.1 ・ 21-3.2.2 (略) 21-3.2.3 発射電波等の点検 -1. <u>21-3.2.3-2.(3)に基づいて点検する場合</u>を除き、次の事項に留意して点検の準備を行う。(船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること) (1) (略) (2) 電池は、自動浮揚容器にそれまで装着してあつた電池又は作動試験用電池を使用する。なお、<u>電池の交換が可</u>	<u>ード</u>による発射電波を利用する場合に限る。） (略) 1)～5) (略) -3.～-4. (略) -5. GNSS 測位精度試験 受信した GNSS 信号が 650m 以内の測位位置精度を有していることを確認する。 13.3 ・ 13.4 (略) 14～21-2 (略) 21.3 航海情報記録装置の自動浮揚容器 21-3.1 適用 (略) 21-3.2 整備の方法 (略) 21-3.2.1 ・ 21-3.2.2 (略) 21-3.2.3 発射電波等の点検 -1. <u>セルフテストモードによる発射電波を利用して点検する場合</u>を除き、次の事項に留意して点検の準備を行う。(船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること) (1) (略) (2) 電池は、自動浮揚容器にそれまで装着してあつた電池又は作動試験用電池を使用する。なお、電池は、作動試	新型 EPIRB としての測位 周波数帯の明確化 セルフテストを使用して 整備が可能となる条件の 明確化 電池の交換ができず、端子 電圧の測定が困難である

改正後	現行	備考
<u>能な型式の場合</u>、作動試験のために装着する前に必ず直流電圧計を用いてその端子電圧を測定し、過度に消耗しているものについては使用しないこと。 (3) 自動浮揚容器をシールドボックスに入れた後（船内シールドルームの場合は、シールドボックスに入れなくても差し支えない。）、電波発射用のスイッチを入れ約 15 分間保持する。<u>ただし、船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有する自動浮揚容器（以下、「新型自動浮揚容器」という。）にあってはこの限りでない。</u> (4) 試験器を作動状態にし、5 分間以上保持すること。<u>ただし、新型自動浮揚容器にあってはこの限りでない。</u> -2. 自動浮揚容器について次の区分により点検を行う。 (1) <u>定期検査、第 1 種中間検査、第 2 種中間検査（(2)に掲げる場合を除く。）</u>の時期に行う点検 <u>シールドボックス内で約 20 分の間^(※)測定を行い、以下の項目について確認する。</u> <u>（※）新型自動浮揚容器にあっては 1 回の測定として差し支えない。</u> 1) 406MHz 帯の場合 <u>(a)~(f)の項目について確認する。ただし、新型自動浮揚容器にあっては、自己診断機能で測定することにより確認して差し支えない。この場合、(c)の確認は省略して差し支えない。</u>	験のために装着する前に必ず直流電圧計を用いてその端子電圧を測定し、過度に消耗しているものについては使用しないこと。 (3) 自動浮揚容器をシールドボックスに入れた後（船内シールドルームの場合は、シールドボックスに入れなくても差し支えない。）、電波発射用のスイッチを入れ約 15 分間保持する。 (4) 試験器を作動状態にし、5 分間以上保持すること。 -2. 自動浮揚容器について次の区分により点検を行う。 (1) <u>定期検査及び旅客船の第 1 種中間検査</u>の時期に行う点検 約 20 分の間測定を行い、以下の項目について確認する。 1) 406MHz 帯の場合	型式も存在するため 新型自動浮揚容器は 15 分間保持せずとも測定が可能であるため 新型自動浮揚容器は 15 分間保持せずとも測定が可能であるため

改正後	現行	備考
(a)～(d) (略) (e) データ送信時間 (Ce) が短メッセージの場合には、$440\text{ms} \pm 1\%$ ($435.6 \sim 444.4\text{ms}$)、長メッセージの場合には $520\text{ms} \pm 1\%$ ($514.8 \sim 525.2\text{ms}$) の範囲内にあることを確認する。<u>ただし、測定可能な何れかのメッセージのみの測定として差し支えない。</u> (f) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、 (i) (a)～(e)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。<u>ただし、新型自動浮揚容器にあっては、1回の測定値を記入することとして差し支えない。</u> (ii) (略) 2) 121.5MHz の場合 <u>(a)～(e)の項目について確認する。ただし、新型自動浮揚容器にあっては、自己診断機能で測定して差し支えない。この場合、(a)、(b)、(d)及び(e)の確認は省略して差し支えない。</u> (a)～(c) (略) <u>(d) 毎秒2回から4回の周期で掃引すること。</u> <u>(e) 変調度が最大85%以上であること。</u> 3) 161.975MHz、162.025MHz の場合 <u>(a)と(b)の項目について確認する。ただし、新型自動浮揚</u>	(a)～(d) (略) (e) データ送信時間 (Ce) が短メッセージの場合には、$440\text{ms} \pm 1\%$ ($435.6 \sim 444.4\text{ms}$)、長メッセージの場合には $520\text{ms} \pm 1\%$ ($514.8 \sim 525.2\text{ms}$) の範囲内にあることを確認する。 (f) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯することを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、 (i) (a)～(e)の各項目については、各送信回における測定値の平均値を記入すること。 (ii) (略) 2) 121.5MHz の場合 <u>(新設)</u> (a)～(c) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	新型自動浮揚容器は短メッセージの計測は困難であるため 電池交換ができない型式については、測定回数が限定されるため 自己診断機能の活用 記載漏れ 記載漏れ 整備記録様式との整合

改正後	現行	備考
<u>容器にあつては、自己診断機能で測定することにより確認して差し支えない。この場合、確認は省略して差し支えない。</u> <u>なお、船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有しない新型自動浮揚容器にあつては実施しない。</u> <u>(a) 送信電力 (Power) が、1W-5.5dB+4dB (0.28~2.5W、24.5~34dBm) の範囲内にあることを確認する。</u> <u>(b) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、161.975 / 162.025MHz±500Hz の範囲内にあることを確認する。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(2) 第 1 種中間検査(旅客船を除く。)及び第 2 種中間検査の時期に行う点検(第 2 種中間検査にあつては、セルフテストモードによる発射電波を利用しない場合に限る。)</u> <u>406MHz 帯の電波に対し、約 5 分間測定を行い、以下の項目について確認する。</u> <u>1) 送信電力 (Power) が、5W±2 dB (3.15~7.9W, 35~39dBm) の範囲内にあることを確認する。(本項目に限りアンテナが取り外せるものにあつては、アンテナを外し試験器と同軸ケーブルで結合の上点検を行う。なお、アンテナが取り外せないものにあつては、測定用アンテナカップラーを介して測定する。この場合、送信電力は 24dBm~32dBm の範囲内であることを確認する。)</u> <u>2) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、406.025 / 406.028</u>	電波法における測定項目と統一させるため

改正後	現行	備考
(削除) (削除) (削除) (削除) <u>(2) 第2種中間検査の時期に行う点検（<u>船内において自己診断機能</u>による発射電波を利用する場合に限る。）</u> （略） 1)～5) （略） -3.～-4. （略） <u>-5. GNSS 測位精度試験</u> <u>406MHz 帯及び 161.975MHz、162.025MHz にあっては 1</u>	<u>/ 406.031 / 406.037 / 406.04MHz±5kHz の範囲内にあ</u> <u>ることを確認する。</u> <u>3) 送信の周期 (Tr) が、50 秒±5% (47.5～52.5s) の</u> <u>範囲内にあることを確認する。</u> <u>4) 搬送波の無変調送信時間の無変調送信時間 (Cpp)</u> <u>が概ね 160ms±1% (158.4～161.6ms) の範囲内にある</u> <u>ことを確認する。</u> <u>5) データ送信時間 (Ce) が短メッセージの場合には、</u> <u>440ms±1% (435.6～444.4ms)、長メッセージの場合に</u> <u>は 520ms±1% (514.8～525.2ms) の範囲内にあること</u> <u>を確認する。</u> <u>6) 送信状態であることを確認できる表示灯が点灯する</u> <u>ことを確認する。なお、整備記録の作成にあたっては、</u> <u>(a) 1)～5)の各項目については、各送信回における測</u> <u>定値の平均値を記入すること。</u> <u>(b) 印字記録（いずれか 1 回の送信についての記録）</u> <u>を所定の箇所に添付すること。</u> <u>(3) 第2種中間検査の時期に行う点検（セルフテストモ</u> <u>ードによる発射電波を利用する場合に限る。）</u> （略） 1)～5) （略） -3.～-4. （略） <u>(新設)</u>	電波法における測定項目 と統一させるため

改正後	現行	備考
<u>回以上 GNSS 測位データを計測し、受信した GNSS 信号が 650m 以内の測位位置精度を有していることを確認する。</u> 21-3.3 ・ 21-3.4 （略） 22 ・ 23 （略）	21-3.3 ・ 21-3.4 （略） 22 ・ 23 （略）	
附属書 H 工事又は整備等を行う事業場等の証明 1. ～ 11. （略） 別記 1、別記 2 （略） 別記 3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 1. ～ 3.1 （略） 3.2 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (1) ～ (8) （略） <u>(9) 電力計 (30W)</u> <u>(9)・(10)</u> （略） なお、<u>(9)・(10)</u>は、<u>船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有する浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を整備しないサービス・ステーションには適用しない。</u>この場合、交付する証明書中、「2. 証明に係る GMDSS 設備の範囲」に「<u>(船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有する浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	附属書 H 工事又は整備等を行う事業場等の証明 1. ～ 11. （略） 別記 1、別記 2 （略） 別記 3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 1. ～ 3.1 （略） 3.2 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 (1) ～ (8) （略） <u>(9) 電力計 (30W)</u> <u>(10)・(11)</u> （略） なお、<u>(9)～(11)</u>は、<u>船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有するものを整備しないサービス・ステーションには適用しない。</u>この場合、交付する証明書中、「2. 証明に係る GMDSS 設備の範囲」に「<u>(船舶救命設備規則第 39 条第 2 号に掲げる機能を有するものを除く。)</u>」と記載すること。	送信電力の計測は擬似負荷抵抗で可能であるため 明確化

改正後	現行	備考
<u>及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u> を除く。)」と記載すること。		

衛星利用（衛星）非常用位置指示無線標識装置 整備記録
 衛星利用（衛星）非常用位置指示無線標識装置 試験成績表
 航海情報記録装置（自動浮揚容器） 整備記録
 航海情報記録装置（自動浮揚容器） 試験成績表

船 名		免許番号		測定年月日		年 月 日	
設 備	本体	識別符号(MMSI)		製造番号		型式検定合格番号	
		型 式		製造年月		年 月 型式承認番号	
		製造者名		搭載年月		年 月 形 態 浮揚型・非浮揚型	
	電池	型式：		種類： リチウム・アルカリ		試験器 型式：	
	自動離脱装置	型式		製造番号		型式検定合格番号	
		製造者名		製造年月		年 月 型式承認番号	

整 備 点 検 ・ 試 験 成 績								
点 検 ・ 試 験 項 目	保管・外観状況		適 否	表 示		適 否	水 密 性	適 否
	彩色・塗装・ 		適 否	空 中 線 等		適 否	送信表示灯・表示機能 ^{注2}	適 否
	手動起動・誤動作防止		適 否	ロ ー プ		適 否	自己診断・試験作動 ^{注2}	適 否
	電 池	有効期限	年 月 日 (記事： 新替した ・ 新替しない)			今回使用時間	分	
			有効期限	年 月 日 (記事：)				適 否
		測定項目	最 低 条 件 等				測定結果	判 定
試 験 項 目 注 3	四 〇 六 M H z 帯	周波数偏差	406.025/406.028/406.031/406.037/406.04MHz±5kHz以内				kHz	適 否
		空中線電力	5W ± 2dB 以内 (3.15～7.9W, 35～39dBm)					適 否
		送信繰返し周期 ^{注4}	50s ± 5% 以内 (47.5～52.5s)				s	適 否
		伝送速度	400bps ± 1% 以内 (396～404bps)				bps	適 否
		無変調送信時間	160ms ± 1% 以内 (158.4～161.6ms)				ms	適 否
		信号1バーストの データ送出時間	短メッセージ (112bit) ^{注5} : 440ms ± 1% 以内				ms	適 否
			長メッセージ (144bit) ^{注5} : 520ms ± 1% 以内				ms	適 否
		識別符号(MMSI)	国別コード (指定：) 符号 (指定)					適 否
	GNSS測位精度試験	1 回以上の測位データを計測すること					適 否	
	一 六 一 ・ 九 七 五 M H z	周波数偏差 ^{注4}	161.975MHz ± 500Hz 以内				kHz	適 否
			162.025MHz ± 500Hz 以内				kHz	適 否
		空中線電力 ^{注4}	1W-5.5dB～+4dB以内 (0.28～2.5W, 24.5～34dBm) (許容偏差-3dB～+1.5dB (0.5～1.4W, 27～31.5dBm) に不確かさ±2.5dBを考慮した値)				dBm	適 否
	GNSS測位精度試験	1 回以上の測位データを計測すること					適 否	
	一 二 一 ・ 五 M H z	周波数偏差 ^{注4}	121.5MHz ± 50 × 10 ⁻⁶ 以内				kHz	適 否
		送信電力 ^{注4}	尖頭実効輻射電力 50mW±3dB以内(25～100mW, 14～20dBm)					適 否
変調度 ^{注4}		85%以上				%	適 否	
変調音の確認		高い方向から低い方向、又は低い方向から高い方向に変化する低周波の変調音を受信機で確認する。					適 否	
送信繰返し周期 ^{注4}		掃引周期は、毎秒 2 ～ 4 回であること。				回	適 否	
最終点検（電波の発射を伴わない機能試験を含む）				良好・不良		操舵室からの操作機構		適 否

GNSS測位精度試験成績書									
測定場所					装置の測位条件		GPS・他（ ）		
アンテナ位置の実測方法		海図・他（ ）					実測値基準・平均値基準		
アンテナ位置の実測位置(r)		□□°□□.□□□′ N			□□□°□□.□□□′ E				
406MHz帯									
測位データ	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否			
	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否			
	平均値 (a) 注6		□□°□□.□□□′ N		□□□°□□.□□□′ E				
	平均値からの最大変動幅		□□.□□□′ N		□□.□□□′ E				
判定	全測位回数 (N)	回	良好測位回数 (G)	回	良好測位確率 (G/N×100)	100%	%	適否	
	測位精度650m以内							m	適否
161.975MHz、162.025MHz									
測位データ	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否			
	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否	□□°□□.□□□′ N	□□□°□□.□□□′ E	適否			
	平均値 (a) 注6		□□°□□.□□□′ N		□□□°□□.□□□′ E				
	平均値からの最大変動幅		□□.□□□′ N		□□.□□□′ E				
判定	全測位回数 (N)	回	良好測位回数 (G)	回	良好測位確率 (G/N×100)	100%	%	適否	
	測位精度 650m以内							m	適否
備考 (修理箇所等)						積付点検			
(印字記録添付欄)						年 月 日		印	

使用測定器	型 式	製 造 番 号	備 考

注1：小型船舶用装置は、斜線部分「」の項目は適用しない。

注2：メーカーのマニュアル等に指示される自己診断試験結果にて適否を判断すること。

注3：管海官庁又は総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長が認める場合は、自己診断機能により試験を実施することができる。

注4：注3により、試験を自己診断機能で実施する場合は、当該測定項目の実施は省略することができる。

注5：測定可能な何れかのメッセージのみの測定として差し支えない。

注6：1回のみしか測定しない場合は、測定した結果を記載すること。